

ふれあいバスの実証運行業務委託に係る企画提案書等作成要領（案）

1 企画提案書の作成方法

以下の書類を作成して提出してください。

- (1) 企画提案書の鑑文（様式1）
- (2) 業務実施体制（様式2）
- (3) 企画提案書（様式は任意）

ふれあいバスの実証運行にかかる以下の内容について企画提案してください。

①基本方針

ふれあいバスの実証運行を実施する上での基本的な考え方

②運行（運行ルート、ダイヤ等）に関する内容

地域の実情等を踏まえながら、効率的な運行ルートやバス停の設置位置、運行ダイヤ等を具体的に企画提案してください。

- ・具体的な運行ルートやバス停位置を記載した図面（縮尺 1/25,000 程度）を作成してください。
- ・運行内容（運行時間帯や運行本数）に関しては、現行のふれあいバスの運行内容を基本として提案してください。
※ただし、印旛支所～滝野～印西牧の原駅ルートに関しては、昨年度実施した連携計画（素案）に対する市民意見公募の結果を踏まえて提案してください。
- ・具体的な運行ダイヤ表を作成してください。（始発から終発まで、各バス停毎のダイヤや運行本数がわかるように）※平日、休日ダイヤ含む

③安全性、経済性、環境保全に関する内容

④旅客サービス、利用促進、PRに関する内容

⑤実証運行にかかる利用者データの収集方法や事業評価の手法等に関する内容

⑥事業収支見積書

運行経費、運賃収入、差引損益等を記載してください。

※運行経費については、人件費、燃料費、車両費、自賠責保険、自動車税、重量税等の内訳を記載してください。

※1日当たりの事業収支見積もわかるようにしてください。

- (4) 業務工程表（様式は任意。ただし実証運行に必要となる許認可及び運行開始までのスケジュールを出来るだけ詳細に記載すること）

2 企画提案書の提出

企画提案書の提出部数及び提出方法は次のとおり。

- (1) 提出期限：平成23年5月27日（金）午後5時まで
- (2) 提出先：印西市地域公共交通活性化協議会事務局
印西市企画財政部企画政策課内
〒270-1396 印西市大森2364番地2
- (3) 提出部数：13部（ただし、運行ルート図は10部以上）
- (4) 提出方法：持参（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は
郵送（期限内必着）

3 その他

企画提案書等の無効

- (1) この要領に示された条件に適合しないもの
- (2) この要領に示された記載事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 本プロポーザルに係る審査委員と接触または連絡した場合

様式 1

業務名 ふれあいバスの実証運行業務委託（市役所～布佐～千葉ニュータウン中央駅）

標記業務について、企画提案書を提出します。

平成 年 月 日

印西市地域公共交通活性化協議会会長 様

(提出者) 商号または名称

代表者職氏名 印

住所

電話番号

様式 1

業務名 ふれあいバスの実証運行業務委託（印旛支所～滝野～印西牧の原駅）

標記業務について、企画提案書を提出します。

平成 年 月 日

印西市地域公共交通活性化協議会会長 様

（提出者） 商号または名称

代表者職氏名 印

住所

電話番号

様式 2

業務実施体制

	職・氏名	担当業務の内容
管理者		
担当者		

ふれあいバスの実証運行業務内容（案）

（市役所～布佐～千葉ニュータウン中央駅）

1 運行業務等

①運行区間（経路）

市役所－木下駅－布佐－松山下公園－中央駅

②運行期間

平成23年9月1日から平成24年3月31日までの毎日運行（213日間）

③運賃

- ・大人（中学生以上）100円均一
- ・小学生・乳幼児・障害者手帳保持者及び介助者1人まで無料
- ・ふれあいバスの各ルート間における乗り継ぎについては、乗り継ぎ券により無料

④バス停

地域の実情やバス停間隔、安全性等を考慮して設置する。

⑤車両

- ・バス車両は、30人乗り程度の小型バス車両またはそれ以上とする。
- ・使用するバス車両は、業務遂行に必要な各種法令に適合していること。
- ・車両表示は、ふれあいバスであることがわかるように表示すること。
- ・車両の点検時等に必要となる予備車両を用意すること。

2. 運行に係る許認可手続き

- ・ふれあいバスの実証運行に必要な許認可申請等を行う。

3. 委託料について

委託料については、運行経費から運賃収入を差し引いた差額を委託料とする。

ふれあいバスの実証運行業務内容（案）

（印旛支所～滝野～印西牧の原駅）

1 運行業務等

①運行区間（経路）

印旛支所－日医大－竜腹寺－滝野－牧の原駅

②運行期間

平成23年9月1日から平成24年3月31日までの毎日運行（213日間）

③運賃

- ・大人（中学生以上）100円均一
- ・小学生・乳幼児・障害者手帳保持者及び介助者1人まで無料
- ・ふれあいバスの各ルート間における乗り継ぎについては、乗り継ぎ券により無料

④バス停

地域の実情やバス停間隔、安全性等を考慮して設置する。

⑤車両

- ・バス車両は、30人乗り程度の小型バス車両またはそれ以上とする。
- ・使用するバス車両は、業務遂行に必要な各種法令に適合していること。
- ・車両表示は、ふれあいバスであることがわかるように表示すること。
- ・車両の点検時等に必要となる予備車両を用意すること。

2. 運行に係る許認可手続き

- ・ふれあいバスの実証運行に必要な許認可申請等を行う。

3. 委託料について

委託料については、運行経費から運賃収入を差し引いた差額を委託料とする。